

広島県水道広域連合企業団管理規程第6号

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する規程等の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。<u>ただし、次項第1号若しくは第3号に該当する短時間勤務会計年度任用職員又は同項第2号に該当する短時間勤務会計年度任用職員であって令和6年12月1日に係る期末手当の支給を受けない職員（以下この条及び次条において「第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員」という。）については、第2号中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の86」とあるのは「100分の84」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の63」と、「100分の32.25」とあるのは「100分の31.5」と、第3号中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の86」とあるのは「100分の84」と、「100分の64.5」とあるのは「100分の63」と、「100分の32.25」とあるのは「100分の31.5」とする。</u> (1) (略) (2) 6月1日に係る期末手当 ア 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の107.5</u>	(期末手当) 第11条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前3箇月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) (略) (2) 6月1日に係る期末手当 ア 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の105</u>

- イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の86
- ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の64.5
- エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の32.25
- (3) 12月1日に係る期末手当
- ア 在職期間が6箇月の場合 100分の107.5
- イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の86
- ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の64.5
- エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の32.25
- 4—14 (略)

(勤勉手当)
第11条の2 (略)
2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合（次項及び第5項において「成績率」という。）と勤務期間による割合（第6項において「期間率」という。）とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額と第11条第3項ただし書の短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の合計額を超えてはならない。
- 4 (略)
- (1) 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 100分の112.5以上100分の124未満
- (2) 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 100分の101
- (3) 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 100分の101未満
- 5—8 (略)

附 則
(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(勤勉手当の成績率に関する特例)

2 第11条の2第4項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第2号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、100分の105とする。

- イ 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 100分の84
- ウ 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 100分の63
- エ 在職期間が1箇月15日未満の場合 100分の31.5
- (3) 12月1日に係る期末手当
- ア 在職期間が6箇月の場合 100分の105
- イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 100分の84
- ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 100分の63
- エ 在職期間が3箇月未満の場合 100分の31.5
- 4—14 (略)

(勤勉手当)
第11条の2 (略)
2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務成績による割合（次項及び第5項において「成績率」という。）と勤務期間による割合（第6項において「期間率」という。）とを乗じて得た額（その額に円位未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 (略)
- (1) 勤務成績が優秀な短時間勤務会計年度任用職員 100分の110以上
- (2) 勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員 100分の98.5
- (3) 勤務成績が良好でない短時間勤務会計年度任用職員 100分の98.5未満
- 5—8 (略)

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

事務職基本報酬額表	
号給	基本報酬の額
	円
1	<u>187,911</u>
2	<u>189,025</u>
3	<u>190,241</u>
4	<u>191,355</u>
5	<u>192,470</u>
6	<u>194,192</u>
7	<u>195,812</u>
8	<u>197,433</u>
9	<u>199,155</u>
10	<u>200,776</u>
11	<u>202,397</u>
12	<u>204,018</u>
13	<u>205,639</u>
14	<u>207,361</u>
15	<u>209,083</u>
16	<u>210,805</u>
17	<u>212,122</u>
18	<u>213,743</u>
19	<u>215,363</u>
20	<u>216,883</u>
21	<u>218,402</u>
22	<u>220,023</u>
23	<u>221,644</u>
24	<u>223,265</u>
25	<u>224,886</u>
26	<u>226,608</u>
27	<u>227,925</u>
28	<u>229,241</u>
29	<u>230,558</u>
30	<u>231,673</u>
31	<u>232,787</u>
32	<u>233,901</u>

33	<u>235,016</u>
34	<u>236,535</u>
35	<u>238,055</u>
36	<u>239,574</u>
37	<u>241,094</u>
38	<u>242,613</u>
39	<u>244,133</u>
40	<u>245,652</u>
41	<u>247,172</u>
42	<u>248,590</u>
43	<u>250,008</u>
44	<u>251,426</u>
45	<u>252,642</u>
46	<u>253,857</u>
47	<u>255,073</u>
48	<u>256,289</u>
49	<u>257,403</u>
50	<u>258,517</u>
51	<u>259,631</u>
52	<u>260,746</u>
53	<u>261,759</u>
54	<u>262,772</u>
55	<u>263,785</u>
56	<u>264,798</u>
57	<u>265,811</u>

別表第 2（第 3 条関係）

専門事務職基本報酬額表	
号給	基本報酬の額
	円
1	<u>266,722</u>
2	<u>267,735</u>
3	<u>268,748</u>
4	<u>269,761</u>
5	<u>270,774</u>
6	<u>271,787</u>
7	<u>272,800</u>
8	<u>273,813</u>

	9	<u>274,826</u>
	10	<u>275,839</u>
	11	<u>276,852</u>
	12	<u>277,865</u>
	13	<u>278,878</u>
	14	<u>279,891</u>
	15	<u>280,904</u>
	16	<u>282,019</u>
	17	<u>283,032</u>
	18	<u>284,349</u>
	19	<u>285,666</u>
	20	<u>286,881</u>
	21	<u>288,198</u>
	22	<u>289,515</u>
	23	<u>290,731</u>
	24	<u>291,946</u>
	25	<u>293,060</u>
	26	<u>294,276</u>
	27	<u>295,593</u>
	28	<u>296,910</u>
	29	<u>298,227</u>
	30	<u>299,240</u>
	31	<u>300,253</u>
	32	<u>301,367</u>
	33	<u>302,481</u>
	34	<u>303,697</u>
	35	<u>304,811</u>
	36	<u>306,027</u>
	37	<u>307,242</u>
	38	<u>308,559</u>
	39	<u>309,876</u>
	40	<u>311,193</u>
	41	<u>312,510</u>
	42	<u>313,827</u>
	43	<u>315,144</u>
	44	<u>316,461</u>
	45	<u>317,778</u>
	46	<u>319,095</u>
	47	<u>320,411</u>

48	<u>321,526</u>
49	<u>322,437</u>
50	<u>323,754</u>
51	<u>325,071</u>
52	<u>326,388</u>
53	<u>327,604</u>

（広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程及び広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程及び広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和6年広島県水道広域連合企業団管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>（勤勉手当の成績率に関する特例）</u> <u>2 広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条の2第4項に掲げる職員の区分を適用するための勤務成績の証明が困難な短時間勤務会計年度任用職員及び同項第2号に規定する勤務成績が良好な短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、同号の規定にかかわらず、100分の102.5とする。</u>

附 則

（施行期日等）

- この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程（以下「改正後の一部改正規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（基本報酬に関する経過措置）

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、次に掲げる基本報酬以外の基本報酬の額については、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定の例によるものとする。

(1) 改正前の規程第9条第3項に規定する月額（以下「月額」という。）により支給する基本報酬（改正前の規程第11条第4項第2号の規定により令和6年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員に係るものに限る。）

(2) 月額により支給する基本報酬（前号に掲げるものを除く。）で同一会計年度内において改正前の規程第11条第4項第2号の規定により令和6年12月1日を期末手当基準日とする期末手当の支給を受けた短時間勤務会計年度任用職員として任用された期間を有する者に係るもの

（勤勉手当に関する経過措置）

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程第11条の2第4項に規定する勤勉手当の成績率については、前項各号に掲げる基本報酬を受ける場合を除き、改正前の規程第11条の2第4項及び第2条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程（以下「改正前の一部改正規程」という。）

）附則第2項の例によるものとする。

（給与の内払）

4 改正後の規程又は改正後の一部改正規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程又は改正前の一部改正規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程又は改正後の一部改正規程の規定による給与の内払とみなす。